

受動喫煙防止条例（仮称）制定に向けた意見募集結果

1. 意見応募の概要

- (1) 意見募集期間 平成30年1月26日から平成30年2月25日まで
- (2) 意見応募件数 1,854人（インターネット 552人）
（郵送・FAX等 1,302人）
- (3) 意見応募人数 1,773人
- (4) 意見応募内訳
- ・地域 市内： 484人 市外： 1,289人（再掲：県外570人）
 - ・性別 男性： 894人 女性： 424人 無回答： 455人
 - ・喫煙 喫煙者： 564人 非喫煙者： 590人 無回答： 619人

2. 集計の結果

	適切		不適切		どちらでもない		わからない		無回答	
1 目的	1,445	82%	198	11%	46	3%	35	2%	49	3%
2 方向性	110	6%	1,545	87%	51	3%	19	1%	48	3%
3 用語の定義	175	10%	1,438	81%	45	3%	65	4%	50	3%
4 市民の方の取組み	133	8%	719	41%	83	5%	785	44%	53	3%
5 保護者の方の取組み	1,493	84%	158	9%	38	2%	33	2%	51	3%
6 事業者・施設管理者の方の取組み	165	9%	702	40%	63	4%	788	44%	55	3%
7 敷地内禁煙の対象施設	158	9%	1,473	83%	52	3%	34	2%	56	3%
8 屋内禁煙の対象施設	108	6%	1,539	87%	45	3%	25	1%	56	3%
9 原則屋内禁煙の対象施設	77	4%	1,594	90%	23	1%	23	1%	56	3%
	有る		無い		どちらでもない		わからない		無回答	
10 喫煙専用室の設置への妨げ	1,584	89%	68	4%	24	1%	41	2%	56	3%

3. 意見等

項目	適切	不適切
方針・目的・用語の定義	○健康への影響は明らか。市民の健康を確保する事は大切だと思う ○喫煙者の嗜好を保護しつつ、非喫煙者の健康を確保は可能だと思う	○国の法に従うべきであり、市独自の条例は必要ない ○健康増進法の改正後でも遅くない ○たばこは国が認めていることであり、たばこ税を払っているから吸う権利がある ○加熱式たばこは規制対象外とするべきである ○喫煙や受動喫煙による健康影響は明確ではない。
それぞれの役割・取組みについて	○未成年者を受動喫煙から保護することは必要である ○事業者は分煙する等、両者が共存できる環境を要望	○受動喫煙はそれぞれのマナーの問題であり、啓発を強化すればよい
受動喫煙防止対策の対象施設について	○20歳未満の人が利用する施設は敷地内禁煙にすべき等、禁煙対象施設の拡大 ○建物の入口付近など、動線付近の煙の流出防止策を講じてほしい	○喫煙者・非喫煙者の共存から分煙を基本とするべきである ○防止方法は事業者が判断する ○店側は喫煙・非喫煙を表示し、客が判断する ○店の面積が狭く、喫煙専用室の設置場所がない ○喫煙専用室の設置は大きな負担であり反対である ○業種・規模によって状況が異なり、一括りで規制されることは反対である ○公共的施設に飲食店を含めるべきではない

4. 市の考え方

いただいたご意見を、今後の受動喫煙対策の参考にさせていただきます。